

# 水戸市から転出される方へ

令和6年12月2日改訂版

◎転出手続完了後、市民課⑫⑬お渡し窓口で「転出証明書」を必ずお受け取り下さい。  
 (ただし特例転出・国外転出を除く。)  
 ※転出証明書を紛失したときや転出を取り止めたときはお問合せください。

○新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、新住所地の市区町村窓口に「転出証明書」と運転免許証等の本人確認ができるものを持参し、転入手続きをしてください。  
 (正当な理由がなく14日間の届出期間が過ぎた場合は、届出期間経過通知の提出を求められ、最高5万円の過料を科される場合がありますのでご注意ください。)

○市税および国民健康保険税に未納がある場合は収税課(2階)にて納付・相談していただくようお願いします。

## 転出に伴う主なお手続きについて

	水戸市での手続き		終了確認	新住所地での手続き
	手続きの内容	窓口		
マイナンバー (個人番号)カード お持ちの方	水戸市の手続きはございません。		□済	顔写真付きのマイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の異動年月日から14日以内に転入手続きをして、さらにその転入手続き日から90日以内にカードを持参して継続処理をしないと失効してしまいますので、くれぐれもご注意ください。
マイナンバー (個人番号)カード お持ちでない方	すでにカードの申請をして交付通知書が届いている方は、窓口でその旨をお話しください。状況によってはお渡しへきる場合がございます。	□ 市民課⑯・⑯窓口	□済	今後顔写真付のマイナンバーカードを作りたい方は、転入手続きを際に新住所地の窓口でご相談ください。
印鑑登録 	転出予定日で自動的に登録を抹消しますので、手続きの必要はありません。カードをお持ちの方は回収させていただきます。	□ 市民課⑨窓口	□済	運転免許証等の身分を証明できるものと登録する印鑑をお持ちになって手続きをしてください。
児童手当	転出予定日で資格がなくなります。資格消滅の手続きをしてください。	□こども政策課(1階), 各出張所	□済	転出予定日の翌日から15日以内に認定の請求をしてください。 (公務員の方は、勤務先でのお手続きとなります)
国民健康保険	転出予定日で資格がなくなります。保険証または資格確認書をご返却ください。国民健康保険税の精算について、ご相談ください。	□ 国保年金課(1階) □ ㉗国保税係, 各出張所	□済	前年中の所得がわかるものをお持ちになって加入の手続きをしてください。
マル福 (医療福祉費受給者証)	受給者証をお返し下さい。茨城県内に転出される場合は、「交付状況証明書」を交付します。	□ 国保年金課(1階) □ ㉗医療給付係, 各出張所	□済	県内の場合、交付状況証明書と印鑑、保険情報の分かる書類をお持ちになって手続きをしてください。県外の場合、制度が異なりますので、詳しくは新住所地へお問い合わせください。
後期高齢者医療 (75歳以上の方)	転出予定日で資格がなくなります。保険証または資格確認書をご返却ください。「負担区分証明書」を交付します。後期高齢者医療保険料の精算について、ご相談ください。	□ 国保年金課(1階) □ ㉗後期高齢者医療係, 各出張所	□済	負担区分証明書を担当課へ提出してください。
国民年金	海外へ転出する方で、20歳以上60歳未満で厚生年金保険に加入していない方及び60歳以上70歳未満で国民年金に任意加入している方は、手続きが必要になる場合がありますので、窓口でご確認ください。日本国籍の方であれば、申出により国民年金に任意加入することができます。 海外へ転出する年金受給中の方は、手続きが必要かを水戸北年金事務所(Tel:029-231-2283)にご確認ください。	□ 国保年金課(1階) □ ㉗国民年金係, 各出張所	□済	
介護保険 (65歳以上の方)	「介護保険被保険者証」をお返しいただき、要介護認定を受けている方は、「受給資格証明書」をお受け取りください。	□ 介護保険課(1階)	□済	要介護認定を受けている方は、受給資格証明書をお持ちになって、14日以内に認定の申請手続きをしてください。

終了確認欄に■のあるものは、総合窓口でお手続が終了いたしました。↑

裏面もあります ⇒

以下の内容については、ご自身で該当確認の上お手続き願います。↓

	水戸市での手続き		新住所地での手続き
	手続きの内容	窓口	
転校 (公立小中義務教育学校)	在籍校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受け取ってください。転出後も水戸市に通学希望の場合は、ご相談ください。	<input type="checkbox"/> <b>学校管理課(3階) (内線6032)</b>	在学証明書等をお持ちになって、学校の転入学の手続きをしてください。
幼稚園・保育所 認定こども園等	お子さんの転出の場合、手続きが必要です。保護者のみの転出の場合は、状況により手続きが異なりますのでご相談ください。	<input type="checkbox"/> <b>幼児保育課(1階)</b>	新住所地の担当課に必要書類を確認のうえ、手続きをしてください。
児童扶養手当	転出の理由により必要となる手続きが異なりますのでご相談ください。	<input type="checkbox"/> <b>こども政策課(1階)</b>	新住所地の担当課に必要書類を確認のうえ、手続きをしてください。
遺児養育手当	転出確定日で資格がなくなります。資格喪失の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> <b>こども政策課(1階)</b>	水戸市単独の手当です。同様の制度の有無については新住所地の担当課にお問合せください。
障害福祉サービス	受給者証をお返し下さい。※転出にともない支給期間が途切れないよう事前にご相談ください。	<input type="checkbox"/> <b>障害福祉課(1階)</b>	障害者手帳と市民税の課税状況等がわかるものをお持ちになって障害福祉サービス支給申請の手続きをしてください。
障害者手帳 療育手帳 自立支援医療	お手続きの必要はありません。		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちになって住所変更の手続きをしてください。市町村民税の額が確認できる書類が必要となる場合があります。
特別児童扶養手当	お手続きの必要はありません。		証書と印鑑をお持ちになって住所変更の手続きをしてください。
特別障害者手当 障害児福祉手当	お手続きの必要はありません。		印鑑をお持ちになって住所変更の手続きをしてください。
固定資産	水戸市に固定資産を所有する方で、転出先から、さらに引越しされる場合は、ご連絡ください。	<input type="checkbox"/> <b>資産税課(2階) (直通029-232-9141)</b>	お手続きの必要はありません。
水道	水道の使用中止については、1階の「上下水道料金窓口」で手続きをするか、「お客様受付センター」にご連絡ください。	<input type="checkbox"/> <b>上下水道料金窓口(1階), お客様受付センター Tel 029-231-4111 (城南1-6-10越川ビル1階)</b>	新住所地の担当課で使用開始の手続きをしてください。
原付バイク	標識交付証明書、ナンバーフレート、印鑑をお持ちください。廃車申告受付書をお受け取りください。	<input type="checkbox"/> <b>市民税課(2階) (内線1581)</b>	廃車申告受付書と印鑑をお持ちになって、新標識の交付を受けてください。
飼い犬	お手続きの必要はありません。		鑑札及び注射済票をお持ちになって住所変更の手続きをしてください。
妊娠婦・乳幼児	お手続きの必要はありません。		妊娠婦及び乳児一般健康診査受診票の変更手続きをしてください。
水戸市 公園墓地	水戸市公園墓地を使用されている方が転出された場合はお手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> <b>衛生事業課管理係(3階) (直通029-232-9160)</b>	お手続きの必要はありません。
し尿	転出前の物件がし尿くみ取りの場合は、お手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> <b>衛生事業課収納係(3階) (直通029-232-9160)</b>	新住所地の物件がし尿くみ取りの場合は、新住所地の担当課にお問合せください。
浄化槽	浄化槽の場合は、ご相談ください。※賃貸等で不動産会社等が管理する場合を除きます。	<input type="checkbox"/> <b>下水道計画課(6階) (直通029-350-8508)</b>	新住所地で浄化槽をお使いになる場合は、新住所地の担当課でお手続きをしてください。
公営住宅への届出	公営(市営・県営)住宅にお住まいの方は、世帯の人数に増減がある場合、届出が必要です。	<input type="checkbox"/> <b>茨城県住宅管理センター Tel 029-297-8360</b>	公営住宅に転入する場合は、新住所地の担当課へご相談ください。

<水戸市役所1階案内図>



公共料金等の住所変更の手続き（詳しくは各事業所の担当窓口にお問合せください。）

公共料金等担当窓口	電話番号	公共料金等担当窓口	電話番号
NHK受信契約 フリーダイヤル	0120-151515	東京電力(株) 茨城カスタマーセンター	0120-995331
NTT東日本 茨城支店	局番なしの 116	東部ガス(株)茨城支社	029-231-2241

※郵便物の転送手続きは、郵便局窓口にある転居届に記入し、郵便窓口に提出又はポストに投函して下さい。